

かんじやと医療

第
89
号

(毎月1回)
1日発行

発行所

全国患者団体連絡協議会

東京都新宿区下落合3-15-29
〒161 田沼ビル 全腎協内
電話 03(952)5340

郵便振替東京7-36736

購読料 1部110円 6カ月分660円

身障福祉法の総合改正を

厚生省と総理府に要請

身体障害者福祉審議会の答申。四月二十七日午後、全患
者福祉法改正案の準備をすま 正をかねてから強く望んできま
ています。 正に關する全患連の要請書内容
を説明するとともに、要望に沿
った法改正を実現するよう申し
加。厚生省側は、社会局、医務
局、公衆衛生局、年金局の各課
が応待しました。

厚生省は、身体障害 連は代表七人が厚生省を訪れ、
この行動には、全腎協、日患
同盟、全国心臓病の子供を守る
会、互療会、全患協の代表が参
加。厚生省側は、社会局、医務
局、公衆衛生局、年金局の各課
が応待しました。

同法の改正について、全患連
は①国障年実施に関する諸決議
と憲法諸事項を尊重すること②
障害の発生予防、治療、リハビ
リテーション、雇用、所得保障、
介護保障などの総合法にするこ
と③権利義務を明確にし、予算
化を義務づけること④障害者の
範囲拡大⑤法の名称は障害者福
祉保障法とすることなどを基
本に要望しました。

これに対し「要望の主旨はわ
かるが、明確な答えはできか
ねる」と厚生省は回答。全患連
は、後日、再要請することを申
し入れました。このあと、総理
府・障害者対策推進本部にも、
身障福祉法改正について、同様
の要請をおこないました。

厚生省に対し身障福祉法の改正を要請する全患連代表（右
から4人）、4月27日厚生省で

おもな記事

- 患者の生活と処遇の実態⑧……………2
- 身障福祉法の改正に関する要請書……………3
- 運動の交流広場……………4・5
- 全難連、推進協議員総会、全有協、心臓病の子どもを
守る会、東村山身患連……………6
- 今の焦点と役立つもの……………6
- 障害者に関する世界行動計画(5)……………7
- 読者のたより……………7
- 川上先生のお話を聞いて……………8

医療法

医療法では、「病院」「診療所」「助産所」の定義、開
設、休廃止、管理、「公的医療機関」の定義、設置、「医
療法人」の設立、解散、業務などについて定めており、六
章八十二条からなっている。現在、国会に提出されている
同法の改正案では、同法の中で都道府県に医療計画の策定
をさせ、公的病院の整備は医療計画の中で行なうこと、医
療法人について、理事、監事の最低人数を定め、理事長は
医師または歯科医師とすること、医療法人に対する立ち入
り検査などの監督を強化すること、医療整備計画について
医療審議会で審議することなどを盛り込んでいる。

ひとくち辞典

患者の生活と 処遇の実態 8

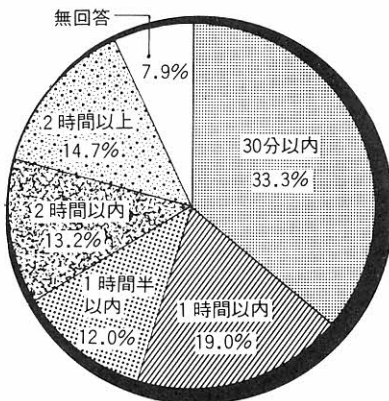
〓七・七人に一人が病人と
いわれる中で〓

日本の医療を表現してひろく使われている言葉に、「待ち時間三時間診療三分」馬にくわせるほどの薬、「保険あって医療なし」というのがあります。これらは、医師不足、看護不足、薬剤偏重、あるいは保険機能の低下などを巧みに形容したものといえましょう。今回と次回はその実態を調査してみたいと思います。

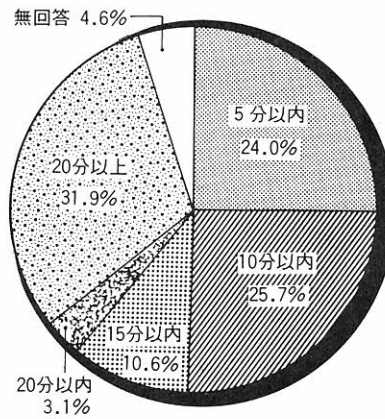
「平均待ち時間」は、二時、「診察・治療時間」と関連間以上は一四・七時とひと頃して、「病状・検査結果の説明より短くなっていますが、一「明」は充分行なわれている時間以上でみてみると、約四 しょうか。

〇%で、患者の悩みは解消されていません。では、「診察・治療時間」はどうでしょうか。五分以内の診察・治療が二四・七%、十分以内で集約すると四九・七%です。この数字をみる限り、約二人に一人です。逆をいえども親切・丁寧とはいえず、一人に一人が充分な説明をうけていないといつことにな

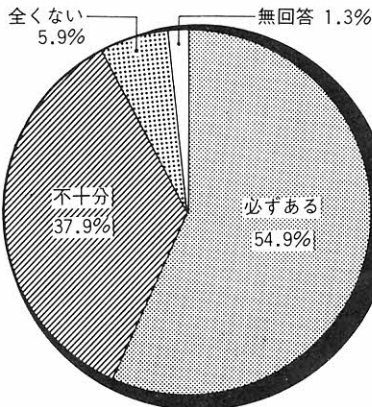
平均待ち時間



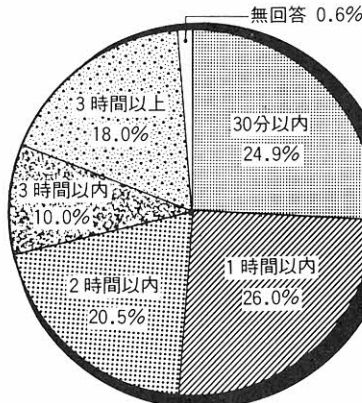
診察・治療時間



病状・検査結果の説明



平均通院時間(往復)



り、とても安心はできません。めて不十分な療養指導といわこのことは、本誌八五号でもねばならないでしょう。指摘してきたように、「医師 最後の、「平均通院時間」法」第23条に照らしても、あでは、長期慢性疾患の患者のるいは「保険医療機関及び保場合、大体国公立病院や大学険医療費担当規則」第2条お病院に通っている人が多いのよび第3条に照らしてもきわで、そのことが直接調査に反

映しています。町の中のお医者さんなら、五分か十分というところでしょうが、一時間以内で約五〇%、往復三時間以上でも実に一八%です。従って、通院時間プラス待

ち時間で一日がつぶれてしまいます。それにもかからず診療時間が短かく形式的だとすると、やはりだまっていられません。(文責・おさひろし、小林孟史)

運動の 交流広場

全国難病団体連絡協議会(全難連)は、四月二十四日、東京・五反田の「全社連会館」で第九回総会を開きました。この総会には、全難連加盟十一団体のうち十団体から六十六人の代表が参加しました。

この総会には、松田朗・厚生省結核難病課長、里吉栄二郎・国立武威療養所神経センター所長が来賓として出席しましたが、松田課長はあいさつの中で、老人保健法の実施により特定疾患治療研究(難病の公費負担)の対象患者も七十歳を越えと一部負担が課せられることにより、「理屈抜きでおかしい」と厚

老健法で難病患者も一部負担は「理屈抜きでおかしい」

全難連総会で
結核難病課長



全難連の第9回総会(4月24日)

生省の役人はみんな思っている。なんとかしたいと努力している」と述べました。

総会では、身体障害者の対象範囲を拡大するなど身体障害者福祉法の改正をめざす運動、難病対策の拡充をめざす運動、学習や交流を深める活動などについていくなどの方針が提案さ

また、本年度の活動として、引き続き身体障害者福祉法の改正や難病対策の拡充をめざす運動をすすめる、組織の強化をめざし、相談活動にもいっそう力を

身障法・年金法改正にむけて 政策研究を重視

国障年日本推進協が総会

全患連をはじめ百五団体が加盟する国際障害者年日本推進協議会は、四月二十三日、東京・西早稲田の「全国心身障害児福祉財団」で第八回協議員総会を開きました。

総会では、太宰代表が「今年度は十年行動計画の中でも、身障法の改正、年金制度の統合、精神衛生法、刑法、優生保護法の改正などがあり、重要な年となる」とあいさつしました。



国障年日本推進協総会であいさつする太宰博邦代表—4月23日

全患連では、五十七年度の事業計画、決算、五十八年度の事業計画、予算などが報告、提案され、質疑の後、それぞれ承認されました。事業計画では、「I YDP三年次情報」を増員し拡充する、アジア八カ国の中堅指導者研修を行なう、関係各官庁の協力も得て政策研究をすすめる、十二月十日、十一日に「国民会議83」を開催する、これらの活動を強化し、協力員体制をつくらぬなどを盛り込んでいます。

総会後、総理府、厚生省、労働省の担当官が、それぞれ関係施策について説明しました。この協議員総会には、全患連から前田幸男氏(互療会)が出

れ、予算とともに承認されました。交流会では、難病については「国民の理解がすすんだとはいってもまだ不十分なので、「難病力レンターを作って販売しては？」などの意見も出ました。全患連では、この総会にメッセージを送りました。

投薬期間を延ばして下さい

全国心臓病の子どもを守る会 厚生省に申し入れ

全国心臓病の子どもを守る会では、三月三十日(水)に、投薬期間の延長について三回目の厚生省申し入れを行いました。

人工弁を入れている患者にとっての血液凝固剤や、心筋を保護する薬、強心剤などは、生命を維持する上で欠かすことが出来ないばかりか、長期にわたる服用が必要です。

これらの訴えに対して厚生省では、三月三十日(水)に、投薬期間の延長について三回目の厚生省申し入れを行いました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

鉛中毒問題が全面解決

毎日新聞労組

13年のたたかい

協有全

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。

このため患者は度々病院に行かねばならず社会生活の上でも、費用の面でも大変な負担となるため、かねてから投薬期間を延ばしてほしいという要望が出ていました。



お花見賑わう

恒例になった東村山身患連+加盟七団体のお花見交流会が四月三日、多磨全生園の桜並木一帯の広場(多摩研通り)でひらかれ、四百五十人が参加。綿菓子、焼トリ、ダンゴなどの模擬店も大繁昌。カラオケや箏曲の合奏。可愛い少女の踊りなど、春の一日を楽しまました。

「障害者雇用対策室」を設置

労働省・重度障害者雇用を重視

労働省は、四月五日から職業安定局業務指導課に「障害者雇用対策室」を設置し、障害者雇用対策を「さこ」に強力に展開していくことになり、対策室では①身障者雇用率と雇用納付金制度②障害者雇用事業等への助成③就職援助の措置は、昭和五十一年の身体障害者雇用促進法の改正や一昨年(五十六年)の国際障害者年をきっかけに障害者雇用は改善されつつあるも

この措置は、昭和五十一年の身体障害者雇用促進法の改正や一昨年(五十六年)の国際障害者年をきっかけに障害者雇用は改善されつつあるも、十月からは、障害者雇用

人工心臓、体外受精、脳死合には、医学界だけでなく、手塚治虫氏(漫画家)、中根千枝氏(東大教授)など幅広い分野の専門家八人が出席、林厚相を座長に意見交換が行なわれ、

「生命と倫理懇談会」が発足、四月十三日に開かれた初会

「生命と倫理懇談会」発足

医学の進歩に対応する倫理を検討

専門官(一人)を配置するとにしています。労働省では、特に重度障害者雇用を重視するとしていますが、重度とは必ずしも身障者雇用を重視するとしていますが、二級所持者に限定し

今の焦点は 役立ちの

医師への不信感ぬぐい難く

健保連「健康と医療の世論調査」

健康保険組合連合会は四月十四日、「健康と医療に関する世論調査」の結果をまとめ発表しました。この調査は、全国の二十歳以上の男女千人を対象に実施され、回収率は七二・一%でした。

この調査によると、この一年間に治療を受けた六〇・六%の人のうち三人に一人が診療についての不満を感じており、特に待ち時間の長いこと、病気や薬に不信感の強さをあらわしている。良い医師のイメージとして、「患者の話をよく聞く医師」について、「高い」と感じる人が八・五%に対して、「低い」と感じる医師を期待しています。

四月八日、大阪市中央体育館で開かれた開会式では、吉田常雄総会会頭が「医学、医造」「実践」「調和」を柱に「科学」と「人間」の接点である「講義、教育講演などが開かれました。また、花岡堅而日本医師会長も「生命科学時代を迎えるにあたって、医学、医療の正しい方向づけをし、社会の医学に対する期待に応えよう」などあいさつしました。

第二十二回医学会総会が、四月八日から十日まで大阪で開かれました。医学会総会は四年に一度開かれており、今回は、「医一科学と人間」をテーマに約一万八千人が参加しました。

「科学」と「人間」の接点探る

第21回医学会総会に一万八千人

障害者に関する世界行動計画

(5)

1、決定過程への障害者の参加

参加

91、加盟各国は障害者が自らを組織し、それぞれの利害と関心に関する主張を調整してゆけるよう、障害者団体に対する援助を拡大しなければならない。

注、この章では、以下三つの項にわたって、障害者団体の①組織発展への奨励②財政的援助などを、国連加盟国が行わなければならないことを決定しています。

2、損傷、能力不全及び不利の予防

95、大部分の障害を予防あるいはコントロールする技術は利用可能であり、また進歩しつつあるが、必ずしも十分に活用されていない。加盟各国は、損傷ならびに能力不全の予防のための適切な方策をとり、また関連ある知識と技術の普及を確実に行わなくてはならない。

96、社会のすべてのレベルにおける調整のとれた予防計画が必要である。この計画は次の諸点を含むものでなくてはならない。

注、決定された十三の点はこのとおりです。①国民すべての層にゆきわたるファミリー・ヘルス・ケアのシステム②母子ヘルス・ケアとカウゼリング③栄養学的教育④伝染病に対する免疫措置⑤損傷の早期発見と早期治療のシステム⑥職場、道路交通などでの事故防止の安全規則と訓練計画の職業上の障害や病気の発生と悪化の防止⑦薬物に関連した障害の防止⑧損傷から身を守るような生活様式の獲得を援助する教育と公衆保健活動⑨障害予防のプログラムに関連した、一般の人々と専門家に対する

る継続教育と広報活動⑩障害予防のため、労働者に職業訓練と実習訓練を行うことなどなっています。

3、リハビリテーション

97、加盟各国は、世界行動計画の目的達成に必要なリハビリテーションサービスを供給を図るとともにこれを保障しなくてはならない。

128、加盟各国は、障害者がられるよう保障する責任を負わなければならない。(以下障害者に関する差別的慣習除去のための方策、ま、教育、仕事、非交際の扱いから保護される権利などは、障害者の現点から検討を加える必要があり、と述べています。)

98、加盟各国は、すべての人々に対して、損傷の能力不全化を防ぎ、あるいは軽減するために必要なヘルス・ケア及び関連サービスを提供することが望ましい。

注、以下九項目にわたって①保健、教育、福祉、教育などに関するサービス②日常生活補助具の給付、財源確保、開発などについて決めています。

4、機会の均等化

注、この章は、①法制②物理的環境③所得保障と社会的保障④教育と訓練⑤雇用⑥レクリエーション⑦文化⑧宗教⑨スポーツ、で構成。

a、法制

108、加盟各国は、障害者が他の市民と平等な機会を与えていくべきである。

b、物理的環境

112、加盟各国は、様々なタイプの障害者を含めてすべての人々が、物理的環境を利用できるように努めなくてはならない。

c、所得保障と社会保障

116、すべての加盟国はその法及び規則の体系に、社会保障に言及した世界行動計画の一般的及び補足的目標を包括する規定を含めるべく努めなければならない。

d、教育と訓練

120、加盟各国は、障害者が他の人々と平等な教育の機会をもつ権利を認める政策をとるべきである。障害者の教育はできる限り一般の教育制度の中で行われるべきである。

e、雇用

138、政府は地域社会に対する、世界行動計画の目標達成に向けてのプログラムを推し進めるための情報提供、教育並びに財政援助に高い優先順位を置くべきである。

f、レクリエーション

134、加盟各国は、障害者が他の市民と同様のレクリエーション活動の機会を持てるよう保障しなくてはならない。

g、文化

135、加盟各国は、障害者が彼ら自身のためばかりでなく地域を豊かにするために、彼らの創造的、芸術的、知的能力を十分活かせる機会をもてるよう保障しなければならない。

h、地域活動

141、障害者に対するサービスの開発と供給に責任を持つ当局は、職員の問題、特に人員確保と養成の問題に目を向けなければならない。

i、職員の養成

141、障害者に対するサービスの開発と供給に責任を持つ当局は、職員の問題、特に人員確保と養成の問題に目を向けなければならない。

j、情報及び大衆の教育

148、加盟国は、一般市民を含むすべての関係者にゆきわたるよう障害者の権利、貢献、満たされていないニーズに関する総合的な広報活動を奨励すること、これに関連して、態度変容に特に重点を置くべきである。以下、メディアや広報責任当局の在り方について規定されています。(以下



日患35周年記念講演

川上先生のお話を聞いて

全国心臓病の子供を守る会事務局員 水谷 幸司

川上先生のお話は、今日の医療や患者の状態をどうみるかについて、また今後の運動のあり方について、たいへん示唆に富んだ内容で、患者団体の事務局に勤める者として身につけるべき観点を教えられました。

老人保健法などを先兵にした福祉切りすて・受益者負担の臨調路線が、一部マスコミをとりこんで国民の間に広められている今の時期だけに、

今日の患者のおかれている状態が、戦前のおからさまな差別・無権利状態ではなく、大企業からの追いつけしや患者が営利の対象とされるなどの新しい問題が生まれていることをあげながら、社会のしくみそのものを理解したうえで、本質をつかむことが大切との御指摘は、一層緊急性をもつて受けとめました。

医療に対する見方の問題でも、医療告発や医師批判のエ

スカレートは、医師や医療の全面否定、反科学主義につながるもので、批判はよいが、医師の反省を促すような批判をとの御指摘がありました。最近の国立小児病院の手術ミスをめぐっての一部マスコミの報道姿勢も、これにつながるような所があったように思います。人工臓器移植や最新技術をめぐっても、患者の人權を守る立場からの明快なお話がありました。

戦前からの病人処遇の歴史は、患者が自らの人權を守るためには、平和を守ることが何よりもその前提にあることを痛切に示していると思います。先生のお話の中では、ボランティアの協力も得ながらすべての患者が結集することの必要性が強調されていますが、そういう大きな視野からの患者運動のお役に立てるよう、この講演を力にがんばりたいと思います。

全患連加盟組織

- <互療会>
〒105 港区新橋5-14-12 大幸ビル2階
☎03(432)3514
- <全国交通労働災害対策協議会>
〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361
- <全国腎臓病患者連絡協議会>
〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル
☎03(952)5340
- <全国心臓病の子供を守る会>
〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424
- <全国ハンセン氏病患者協議会>
〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571
- <全国職業性有害物障害患者協議会>
〒105 港区西新橋2-21-5
☎03-1(433)2082
- <日本患者同盟>
〒204 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058
- <慢性一酸化炭素中毒患者会>
〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内

事務局から

▼五月。風がそよぎ 若葉が光っている。 三日は、国民主権、 平和主義、 基本的人 権の尊重を高らかに うたった憲法記念日 である▼しかし、いま、これらのことが、真に守られていると 憲法の前に誓えるだろうか▼五月は、全患連加盟の各団体互 療会、全患協、全腎協などの総 会が次つぎに開かれる▼医療と 福祉の充実へ共にがんばろう。

事例を通して複雑な諸制度を解説した待望の指針書!

医療福祉相談百問百答

● 児島美都子・大野勇夫 編
A5判/370頁/定価1,800円

医療福祉やこれと関連深い分野の現場で実際に相談活動に携っている方々の共同執筆により、多くの事例を通していくんだ諸制度をわかりやすく解説。さまざまな法制度を駆使して患者家族のかかえる種々の社会問題の解決をはかるための格好の指針書。
[内容] 婦人・母子の福祉 / 児童の福祉 / 生活・職業の保障 / 医療の保障 / 災害の補償 / 身体障害者の福祉 / 精神障害者の福祉 / 老人の福祉 / 法律・離婚などの相談

〒151 東京都渋谷区代々木2-27-4

中央法規出版

☎(03)379-3861 振替東京7-23057